

感染症の予防のための 施策の実施に関する計画

(石川県感染症予防計画)

石 川 県

(六訂版：平成30年8月)

はじめに

平成11年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」が制定されるとともに、感染症法第9条に基づき、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「感染症の基本指針」という。）」が定められた。

石川県では、県における感染症対策を総合的に推進するために、「感染症の予防のための施策の実施に関する計画（石川県感染症予防計画）（以下「感染症予防計画」という。）」を平成12年3月に策定した。本計画は、感染症法第10条の規定に基づき、「感染症の基本指針」に則して策定するものであり、感染症法第11条に基づく「特定感染症予防指針」や、医療法に基づく「医療提供体制の確保を図るための計画（医療計画）」との整合性を図るものである。

また、平成16年には結核予防法第3条の3に基づき「結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「結核の基本指針」という。）」が定められ、県は結核予防法第3条の4の規定に基づき「結核の予防のための施策の実施に関する計画（以下「結核予防計画」という。）」を定めることとされ、本県では、結核対策と感染症対策を一体的に推進するために、「感染症予防計画」に結核編を盛り込み、平成17年4月に改定している。

その後、「感染症の基本指針」の改正や、平成19年に結核予防法が感染症法に統合されたことに伴い、「結核の基本指針」が廃止されて「結核に関する特定感染症予防指針（以下「結核予防指針」という。）」が策定されたことを受けて、本計画も適宜、必要な見直しを行ってきたところである。

今回、平成28年11月の「結核予防指針」の改正や、平成29年3月の「感染症の基本指針」の改正等を踏まえて、本県における「感染症予防計画」について必要な見直しを行った。

今後も感染症法第10条第4項の規定に基づき、必要があるときは変更するものとする。

平成30年8月

目 次

I 感染症編

第1 感染症の予防の推進の基本的な方向

1 事前対応型行政の構築	1
2 県民に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策	1
3 人権への配慮	1
4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応	1
5 県及び市町の果たすべき役割	1
6 県民の果たすべき役割	2
7 医師等の果たすべき役割	2
8 獣医師等の果たすべき役割	2
9 予防接種	3

第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

1 基本的な考え方	3
2 感染症発生動向調査体制の構築	3
3 感染症予防対策と食品保健対策や環境衛生対策との連携	5
4 関係各機関及び関係団体との連携	5

第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

1 基本的な考え方	6
2 検体の採取等、健康診断、就業制限、入院及び対物措置について	6
3 積極的疫学調査の実施体制	8
4 指定感染症の発生時の対応	8
5 新感染症の発生時の対応	9
6 感染症対策と食品保健・環境衛生対策との役割分担と連携	9

第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

1 基本的な考え方	9
2 感染症に係る医療を提供する体制	10
3 その他感染症に係る医療の提供のための体制	11
4 関係機関及び関係団体との連携	11

第5 感染症に関する調査・研究に関する事項

1 基本的な考え方	12
2 県及び金沢市における調査・研究の推進	12
3 関係機関及び関係団体との連携	12

第 6	感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	
1	基本的な考え方	1 3
2	県における感染症の病原体等の検査の推進	1 3
3	総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築	1 3
4	関係機関及び関係団体との連携	1 4
第 7	感染症の予防に関する人材の養成に関する事項	
1	基本的な考え方	1 4
2	県及び市町における感染症に関する人材の養成	1 4
3	医師会等における感染症に関する人材の養成	1 4
第 8	感染症に関する知識の普及啓発及び感染症の患者等の人権への配慮に関する事項	
1	基本的な考え方	1 4
2	県及び市町における方策	1 5
3	その他の方策	1 5
第 9	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策に関する事項	
1	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療提供のための施策	1 6
2	緊急時における国との連絡・連携体制	1 6
3	緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制	1 6
4	国及び地方公共団体と関係団体との連絡体制	1 7
第 10	その他感染症の予防の推進に関する重要事項	
1	施設内感染の防止	1 7
2	災害時防疫	1 7
3	動物由来感染症対策	1 7
4	外国人に対する適用	1 7

II 結核編

第1 結核の予防の推進の基本的な方向

1 事前対応型行政の構築	19
2 県、市町及び保健所の果たすべき役割	19
3 県民の果たすべき役割	19
4 医師等の果たすべき役割	20
5 石川県における現状と目標	20

第2 結核の予防のための施策に関する事項

1 基本的な考え方	20
2 定期の健康診断	20
3 接触者の健康診断	22
4 BCG接種	22

第3 結核患者に対する適正な医療の提供のための施策に関する事項

1 基本的な考え方	23
2 医療提供体制の構築	24
3 服薬確認を軸とした患者支援の推進	24
4 その他結核に係る医療の提供のための体制	25

第4 原因の追究に関する事項

1 基本的な考え方	26
2 結核に関する情報収集	26
3 結核発生動向調査の体制等の充実強化	27
4 県及び市町における調査及び研究の推進	27

第5 結核の予防に関する人材の養成に関する事項

1 基本的な考え方	27
2 結核に関する人材の養成	28

第6 結核に関する啓発及び知識の普及並びに結核患者の人権の配慮に関する事項

1 基本的な考え方	28
2 情報の公表	29

第7 その他結核の予防の推進に関する重要事項

1 施設内（院内）感染の防止	29
2 小児結核対策	30
3 国際協力	30

